

個人所得税と法人所得税の統合

—租税特別措置の取扱い—

栗 林 隆

1. はじめに
2. パス・スルーとウォッシュ・アウト
3. 各ケースの検討
4. 政策問題及び課税テクニック
5. 結語

1. はじめに

個人所得税と法人所得税の統合に関する問題は、伝統的な租税論における重要な命題である。純粹な理論に立脚して法人擬制説⁽¹⁾の立場から所得課税を考えれば、法人源泉所得はすべて個人の所得に帰属するから、課税の公平及び効率の観点から配当及び留保を問わず、すべての法人源泉所得を個人に帰属させる必要がある。しかし、現実の税制では法人部門には法人所得税が、個人部門には個人所得税が課税されているから問題は複雑である。ここで、税制を維持したまま法人所得税を廃止したのと同等の効果を得る課税テクニックが完全統合である。

これまでの統合に関する研究において、ハードルが高く難解なトピックスを三つあげるとすれば、①完全統合の実行可能性、②国際資本フローの取扱い、③租税特別措置の取扱いであろう。①に関しては、配当に加えて留保をも個人株主に割り当てる方法として伝統的租税論で論じられてきたのがパートナーシップ方式⁽²⁾である。パートナーシップ方式は実行可能性が乏しいのが欠点であったが、1966年にカナダで公表されたカーター報告 (*Report of the Royal commission on Taxation*) はフィージビリティを追求した画期的な提案をした⁽³⁾。②は多国籍企業がボーダレスな経済活動を活発に行っている現代において、国際課税の観点から重要である。③は現実の税制において、多くの租税特別措置が存在し巨額のタックス・エクスペンディチャー (tax expenditure)⁽⁴⁾を産み出しているが、租税特別措置は巨額の税収を失うだけではなく、税制を著しく複雑にし不公平かつ非効率を生じさせているのである。とりわけ統合問題に与える影響は大きく本稿で焦点を当てるのはこの点である。

統合の議論の出発点は、二重課税の除去である。法人所得税が課税され、課税後所得か

(1) 法人課税に関する考え方には、法人擬制説と法人実在説の対立がある。前者は法人を個人投資家の集合体と見なして、法人所得税は実質的には株主に対する個人所得税と考えるのに対して、後者は法人を株主とは別個の独立した経済主体と捕らえ、法人は租税負担能力を有すると考える。詳しくは、栗林隆 [16] pp.10~11. を参照されたい。

(2) 法人所得税を廃止し、法人所得のすべて（配当及び留保）を個人レベルで課税するものである。詳しくは、栗林隆 [16] p.9. を参照されたい。

ら個人株主に配当が行われ、これが個人レベルで再び個人所得税が課税されれば二重課税となるから、公平及び効率の達成のためにはこの二重課税を除去しなければならない。現実経済において個人所得税及び法人所得税が基幹税として主要な税目をしめる現代においては避けては通れない重要な課題なのである。

配当のみの二重課税を除去する方法が配当救済（部分統合）であり、配当に加えて留保をも個人株主に割り当てて統合する方法が完全統合である。通常の議論では、配当救済にあつては二重課税除去のための課税テクニックに焦点が当てられ、完全統合にあつても実効可能性の観点からの課税テクニックに焦点が当てられるのが常であり、現実の税制に存在する租税特別措置などまったく考慮されなかったと言ってよいだろう。

本稿は、マクルーア（Mclure, C. E. Jr.）の議論を整理分析することをベースとして⁽⁵⁾、現実の税制において重要な役割を担っている租税特別措置を統合論議の中でどのように取扱うべきかに焦点を当て、個人所得税と法人所得税の統合を検討しようとのささやかな試みである。

2. パス・スルーとウォッシュ・アウト

租税特別措置による失われし税収をタックス・エクスペンディチャーという。包括的所得税論者は、租税特別措置は極力廃止し、課税ベースを広くして低税率で課税するのが望ましく、政策上優遇措置が必要であれば直接補助金によるのが望ましいと考えている⁽⁶⁾。

- (3) カーター報告は、支払能力の指標を自由所得（discretionary income）とする客観的能力説に依拠し、所得税体系による課税の公平をめざした。個人所得税と法人所得税の統合に関しては、法人擬制説に立脚して租税の最終的負担者を自然人とし、法人所得税の存在を前提に配当及び留保を問わず、すべての所得を個人に帰属させる方法を考案した。具体的には、配当・留保を問わず法人所得を個人株主に割り当てることを前提とし、法人段階で50%（個人所得税の最高限界税率と同率）の法人所得税を課税するが、これはあくまで個人株主に対する源泉徴収と考える。ついで、個人段階で配当・留保がグロスアップされ包括的課税ベースに算入され、個人所得税が課税される。最後に、源泉徴収された法人所得税が個人所得税から全額税額控除されるのである。カーター方式は、純粋な原理を出発点として現実の実行可能性を追求したモデル提案である。特筆すべきは、留保の割り当て分に関するキャッシュ・フローの問題を解決したことである。結果として、すべての法人源泉所得を個人レベルにおいて累進税率で総合課税することが可能となった。詳しくは、栗林隆 [15] の第7章「個人所得税と法人所得税の完全統合」を参照されたい。
- (4) サリー（Surrey, S. S.）は、租税特別措置によって特定のグループや経済活動を優遇する場合に生じる減収を失われた税収（tax expenditure）と考えてその金額を推計した。
- (5) 1977年10月13日から14日にかけて、アメリカのブルッキングス研究所において「個人所得税と法人所得税の統合」に関する大規模なカンファレンスが行われた。会議の出席者は総勢30名であり、マクルーア（C. E. Mclure, Jr.）を筆頭に、アンドリュース（W. D. Andrews）、バード（R. M. Bird）、ブレイク（G. F. Break）、フェルドシュタイン（M. S. Feldstein）、シャウプ（C. S. Shoup）、グード（R. Goode）、ペックマン（J. A. Pechman）、ブラッドフォード（D. F. Bradford）などが名を連ね、当時の第一線で活躍していた財政・租税の専門家のほとんどが出席した。会議の主目的は統合に関する税務行政の実行可能性を検討することであり、その模様はMclure, C. E. Jr. [9] の第7章で紹介されている。同書は、統合に関する諸問題を網羅的に検討し、具体的な税制の分析にまで言及した研究書であり学術的価値は極めて高い。また、本書の大部分はカンファレンスにおける主要報告書として準備されたものである。
- (6) 包括的所得税論者の通説である。たとえば代表的な文献としてGoode, R. [4] をあげておく。マクルーアは、「課税ベースの選択において消費よりも所得を採用する」と述べており（Mclure, C. E. Jr. [9] p.131.）、包括的所得税論者の立場を明確にしている。支出税論者は、所得税体系で実行可能性が乏しい問題点を解消できると主張する。たとえば、所得税を支出税に代替すれば、統合の問題自体も消失してしまう。

つまり、租税特別措置は課税の公平及び効率を損なうから廃止するのが望ましいのである。しかし、現実の税制では望ましい社会目的を達成するための多種多様な租税特別措置が存在しており、税制を著しく複雑にしているのである。

統合問題を論じる時、純粋な理論に立脚すれば法人源泉所得はすべて個人の所得に帰属するから、配当及び留保を問わずすべての法人源泉所得を個人に帰属させる必要がある。ここで、統合と租税特別措置の関係に言及すると、法人レベルに適用される租税特別措置が完全統合システムをパス・スルー (pass through) して個人レベルに適用されるか、それともウォッシュ・アウト (wash out) して適用されないのかといった問題が生じ、租税特別措置の存在は統合問題をより複雑にしてしまうのである。

具体的には、完全統合か配当救済かといった統合の類型別⁽⁷⁾に、租税特別措置が統合システムをパス・スルーするとしても、正確に100%パス・スルーするのか、あるいは過少又は過大なのか、ウォッシュ・アウトするとして100%完全なのかといった諸点を検討する必要がある。本節では、以下ケース1からケース6までをパターン別に分析する。

ケース1は、法人部門を考慮せず100の個人部門からの所得を受理する3人の個人が、それぞれ0%、20%、60%の限界税率に直面しているケースである。①個人所得100に対して、租税特別措置として②所得控除20及び⑤税額控除4が適用される。この場合、②所得控除は各人の限界税率に応じて税額を減少させるから、③課税所得80に対して④総税額はそれぞれ0、16、48となる。ここで、⑤税額控除は各人の限界税率に関係なく全員に4の減税をもたらすことに留意する必要がある⁽⁸⁾。結果として、最終的に各人が負担する⑥純税額は、-4、12、44となり、⑦租税特別措置の総額は、①個人所得に各人の限界個人税率を乗じた税額と⑥純税額の差額として求められ、それぞれ4、8、16となる。当然の結果であるが、所得控除及び税額控除からなる租税特別措置は各個人に対して正確に適用

ケース1

	項 目	限界個人税率(%)		
		0	20	60
個人 レ ベル	①個人所得	100	100	100
	②所得控除	20	20	20
	③課税所得 (①-②)	80	80	80
	④総税額 (限界個人税率×③)	0	16	48
	⑤税額控除	4	4	4
	⑥純税額 (④-⑤)	-4	12	44
	⑦租税特別措置の総額 ((限界個人税率×①)-⑥)	4	8	16
	(⑦の内訳)			
	所得控除 (限界個人税率×②)	0	4	12
	税額控除 (⑤)	4	4	4

出所：McLure, C. E. Jr. [9] p.95. より作成。

(7) 統合の類型に関しては、①配当のみを部分的に統合、②配当のみを100%統合、③配当及び留保を部分的に統合、④配当及び留保を100%統合の4類型に区分される。詳しくは、栗林隆 [16] pp.5~10. を参照されたい。

(8) 税額控除は納税者の税額が少なすぎて控除しきれない時は払い戻されると仮定する。また、税務行政上の問題として、所得控除と税額控除は金額及び繰越控除の制限の程度によって異なった取扱いとなろう。

されている。

ケース2⁽⁹⁾は、ケース1をモデルに完全統合システムにおいて、法人税率を50%とした場合の法人源泉所得に対する租税特別措置がどのように個人レベルに反映されるかを検証している。完全統合システムにおいて、①～⑦が法人レベルでの計算であり、⑧～⑫が個人レベルでの計算である。⑬～⑭は両部門を加えた総税額及び租税特別措置の総額である。①法人源泉所得100に対して、租税特別措置は②所得控除20及び⑤税額控除4が適用される。③課税所得80に対して法人税率50%が適用されるから、④総法人税額は40となる。④から⑤税額控除4が控除され⑥純法人税額は36となるから、⑦課税後所得は64となる。ここで、⑦課税後所得の64をベースに、法定の法人税率50%でグロス・アップすると、⑨グロス・アップした法人源泉所得は128となる。3人の個人は、⑨に対してそれぞれ0%、20%、60%の限界税率で課税されるから⑩総個人税額は0、25.6、76.8となり、⑩から⑪個人の税額控除64が控除され、⑫純個人税額は-64、-38.4、12.8となる。結果として、⑥純法人税額に⑫を加えた完全統合システムによる最終的な⑬総税額はそれぞれ-28、-2.4、48.8となり、⑭租税特別措置の総額は28、22.4、11.2となる。⑭をケース1の結果と比較すると、租税特別措置からの恩恵は低所得者層で厚く高所得者層で薄くなっているのが分かる。したがって、法人源泉所得に対する所得控除及び税額控除からなる租税特別措置は、個人レベルに対して過小又は過大にパス・スルーしてしまい正確に適用されていないのである。

ケース2

	項目	株主の限界個人税率(%)		
		0	20	60
法人 レ ベル	①法人源泉所得	100	100	100
	②所得控除	20	20	20
	③課税所得 (①-②)	80	80	80
	④総法人税額 (50%×③)	40	40	40
	⑤税額控除	4	4	4
	⑥純法人税額 (④-⑤)	36	36	36
	⑦課税後所得 (①-⑥)	64	64	64
個 人 レ ベル	⑧グロス・アップ及び税額控除 (⑦)	64	64	64
	⑨グロス・アップした法人源泉所得 (⑦+⑧)	128	128	128
	⑩総個人税額 (限界個人税率×⑨)	0	25.6	76.8
	⑪個人の税額控除 (⑧)	64	64	64
	⑫純個人税額 (⑩-⑪)	-64	-38.4	12.8
計	⑬総税額 (⑥+⑫)	-28	-2.4	48.8
	⑭租税特別措置の総額 ((限界個人税率×①)-⑬)	28	22.4	11.2

出所：Mclure, C. E. Jr. [9] p.96. より作成。

(9) ケース2～ケース5では、分析を簡便にするために法人源泉所得を配当と留保に分離しないで検証している。ケース6において両者は分離される。

ケース3は、ケース2と同様の仮定のもとで100%正確なパス・スルーが達成されるケースである。⑦課税後所得64まではケース2と同様である。⑧グロス・アップの計算をする時に⑥純法人税額36から②所得控除20を減算して16とするのが課税テクニックである⁽¹⁰⁾。結果として、⑨グロス・アップした法人源泉所得は80となる。3人の個人は、⑨に対してそれぞれ0%、20%、60%の限界税率で課税されるから⑩総個人税額は0、16、48となり、⑩から⑪個人の税額控除40（⑥純法人税額+⑤税額控除）が控除される。結果として⑫純個人税額は、それぞれ-40、-24、8となる。これに⑥純法人税額を加えた統合システムとしての最終的な⑬総税額は、それぞれ-4、12、44となり、ケース1の⑥総税額と一致する。ここで、当然であるが統合システムにおける⑭租税特別措置の総額もそれぞれ4、8、16となりケース1の⑦租税特別措置の総額と一致する。つまり、法人レベルから個人レベルへ完全統合システムを通じて100%正確なパス・スルーが達成されている。

ケース3

	項目	株主の限界個人税率(%)		
		0	20	60
法人レベル	①法人源泉所得	100	100	100
	②所得控除	20	20	20
	③課税所得 (①-②)	80	80	80
	④総法人税額 (50%×③)	40	40	40
	⑤税額控除	4	4	4
	⑥純法人税額 (④-⑤)	36	36	36
	⑦課税後所得 (①-⑥)	64	64	64
個人レベル	⑧グロス・アップ (⑥-②)	16	16	16
	⑨グロス・アップした法人源泉所得 (⑦+⑧)	80	80	80
	⑩総個人税額 (限界個人税率×⑨)	0	16	48
	⑪個人の税額控除 (⑥+⑤)	40	40	40
	⑫純個人税額 (⑩-⑪)	-40	-24	8
計	⑬総税額 (⑥+⑫)	-4	12	44
	⑭租税特別措置の総額 ((限界個人税率×①)-⑬)	4	8	16

出所：Mclure, C. E. Jr. [9] p.97. より作成。

ケース4は、完全統合システムにおいて恣意的に租税特別措置をウォッシュ・アウトさせるケースである。法人レベルでは、これまでと同様な租税特別措置が適用される。したがって、⑥純法人税額36、⑦課税後所得64まではケース2～3と同じである。ここで、グロス・アップする時に⑥純法人税額を用いて⑨グロス・アップした法人源泉所得を100と

(10) より一般的に、パス・スルーさせるためのグロス・アップすべき適切な金額Gは、 $G = T - D$ (T:純法人税額, D:租税特別措置の所得控除)で表される。同様に、個人株主の税額控除Sは、 $S = T + C$ (C:租税特別措置の税額控除)で表される。ここで、グロス・アップと個人株主の税額控除が一致 ($G = S$) するケースは、租税特別措置がまったく存在しないか、又は租税特別措置の一方が負の値をとり両方の絶対値が等しい ($D + C = 0$) のときのみである。後者は理論的には興味深い、現実の税制では限定的である。

するのがポイントである。3人の個人は、⑨100に対してそれぞれ0%、20%、60%の限界税率で課税された後、⑪個人の税額控除としてグロス・アップされた⑥純法人税額36のみが適用される。結果として、⑫純個人税額は、それぞれ-36、-16、24となりこれに⑥純法人税額36を加えると⑬総税額は、それぞれ0、20、60となり、⑩総個人税額と一致する。これは、①法人源泉所得100を個人レベルで租税特別措置なしに課税するのと同義であり、⑭租税特別措置の総額は、ゼロである。法人レベルにおいて適用された租税特別措置は、完全統合システムにおいて完全にウォッシュ・アウトされている。

ケース4

	項目	株主の限界個人税率(%)		
		0	20	60
法人 レ ベル	①法人源泉所得	100	100	100
	②所得控除	20	20	20
	③課税所得 (①-②)	80	80	80
	④総法人税額 (50%×③)	40	40	40
	⑤税額控除	4	4	4
	⑥純法人税額 (④-⑤)	36	36	36
	⑦課税後所得 (①-⑥)	64	64	64
個人 レ ベル	⑧グロス・アップ (⑥)	36	36	36
	⑨グロス・アップした法人源泉所得 (⑦+⑧)	100	100	100
	⑩総個人税額 (限界個人税率×⑨)	0	20	60
	⑪個人の税額控除 (⑧)	36	36	36
	⑫純個人税額 (⑩-⑪)	-36	-16	24
計	⑬総税額 (⑥+⑫)	0	20	60
	⑭租税特別措置の総額 ((限界個人税率×①)-⑬)	0	0	0

出所：McLure, C. E. Jr. [9] p.100. より作成。

ケース5は、完全統合において、60%の限界税率に直面する株主への部分的なパス・スルーを検証している。⑦課税後所得64までは、ケース2～4までと同じである。⑧グロス・アップの計算がパス・スルーの程度によって異なり、それぞれ36、26、16となる⁽¹¹⁾。⑨グロス・アップした法人源泉所得は、100、90、80となり、⑨に対して60%の限界税率で課税されるから⑩総個人税額は、60、54、48となる。⑪個人の税額控除は、36、38、40となり⁽¹²⁾、⑫純個人税額は、24、16、8となる。⑫に⑥純法人税額を加えた⑬総税額は60、52、44となる。⑭租税特別措置の総額は0、8、16となる。パス・スルーの程度0%の⑭租税特

(11) グロス・アップは、 $(i T - d D)$ で計算される。ここで i は統合の程度を表しケース5では100%の完全統合なので1.0の値をとる。Tは⑥純法人税額を表す。dはパス・スルーの程度を表し、ケース5では0、0.5、1.0の値をとる。Dは②所得控除を表す。なお、パス・スルーの程度が $0 \leq c \leq 1$ となる理論的な根拠は見出せない。負又は1を超える値をとることも考えられるが、本稿では分析の対象外とする。

(12) 個人の税額控除は、 $(i T + c C)$ で計算される。ここで i は統合の程度を表しケース5では100%の完全統合なので1.0の値をとる。Tは⑥純法人税額を表す。cはパス・スルーの程度を表し、ケース5では0、0.5、1.0の値をとる。Cは⑤税額控除を表す。なお、パス・スルーの程度が $0 \leq d \leq 1$ となる理論的な根拠は見出せない。負又は1を超える値をとることも考えられるが、本稿では分析の対象外とする。

別措置の総額0は、ケース4の限界税率60%の個人と同じ結果となり完全にウォッシュ・アウトする⁽¹³⁾。パス・スルーの程度100%の⑭租税特別措置の総額16は、ケース3の限界税率60%の個人と同じ結果となり完全にパス・スルーする。ここで、パス・スルーの程度50%の⑭租税特別措置の総額8は、0%と100%の中間の値をとり、部分的にパス・スルーする⁽¹⁴⁾。

ケース5

	項目	株主の限界個人税率 (60%)		
		パス・スルーの程度 (%)		
		0	50	100
法人レベル	①法人源泉所得	100	100	100
	②所得控除	20	20	20
	③課税所得 (①-②)	80	80	80
	④総法人税額 (50%×③)	40	40	40
	⑤税額控除	4	4	4
	⑥純法人税額 (④-⑤)	36	36	36
	⑦課税後所得 (①-⑥)	64	64	64
個人レベル	⑧グロス・アップ (注(11)参照)	36	26	16
	⑨グロス・アップした法人源泉所得 (⑦+⑧)	100	90	80
	⑩総個人税額 (限界個人税率×⑨)	60	54	48
	⑪個人の税額控除 (注(12)参照)	36	38	40
	⑫純個人税額 (⑩-⑪)	24	16	8
計	⑬総税額 (⑥+⑫)	60	52	44
	⑭租税特別措置の総額 ((限界個人税率×①)-⑬)	0	8	16

出所：Mclure, C. E. Jr. [9] p.102. より作成。

ケース6は、完全統合システムにおいて配当分と留保分を明確に分離して、社外流失する配当分はウォッシュ・アウトし、留保分のみパス・スルーするケースを、3人の個人に対して検証する。法人源泉所得の4分の1は配当され、残りの4分の3は留保され、租税特別措置は配当と留保に対して比例配分(pro rata basis)により割り当てられると仮定する。①法人源泉所得の内、配当分は4分の1の25である。②所得控除20は4分の1が比例配分され5となる。したがって、③課税所得20に法人税率50%を乗じて④総法人税額10が得られる。⑤税額控除4は、4分の1が比例配分され1が適用となり、⑥純法人税額は9となり、⑦課税後所得は16となる。⑨グロス・アップした法人源泉所得は、⑥純法人税額9だけグロス・アップされ25となる。ここで、⑨25はケース4の⑨グロス・アップした法人源泉所得100の4分の1と一致し、租税特別措置はウォッシュ・アウトされる。また、①法人源泉所得の内、留保分は4分の3の75である。②所得控除20は4分の3が比例配分

(13) 租税特別措置が完全にウォッシュ・アウトする特別なケースは、 $c = d = 0$ の時である。

(14) 統合の程度(100%か部分的か)にかかわらず、50%のパス・スルーは、0%のパス・スルー(つまりウォッシュ・アウト)と100%のパス・スルーの中間の値をとる。

され15となる。したがって、③課税所得60に法人税率50%を乗じて④総法人税額30が得られる。⑤税額控除4は、4分の3が比例配分され3が適用となり、⑥純法人税額は27となり、⑦課税後所得は48となる。⑨グロス・アップした法人源泉所得は、⑧グロス・アップ12だけ適用され60となる。ここで、⑨60は、ケース3の⑨グロス・アップした法人源泉所得80の4分の3と一致し、租税特別措置は完全にパス・スルーする。配当と留保を合計した⑩総個人税額は、3人の限界税率に応じて0, 17, 51となる。⑪税額控除は、それぞれに39が適用され、⑫純個人税額は、-39, -22, 12となる。⑫に⑥純法人税額を加えた⑬総税額は-3, 14, 48となる。⑭租税特別措置の総額は3, 6, 12となりケース1及びケース3の4, 8, 16の4分の3と一致する。つまり、配当分の4分の1はウォッシュ・アウトし、留保分の4分の3は完全にパス・スルーしたことになる。

ケース6

	項目	株主の限界個人税率(%)								
		0			20			60		
		配当	留保	計	配当	留保	計	配当	留保	計
法人レベル	①法人源泉所得	25	75	100	25	75	100	25	75	100
	②所得控除	5	15	20	5	15	20	5	15	20
	③課税所得 (①-②)	20	60	80	20	60	80	20	60	80
	④総法人税額 (50%×③)	10	30	40	10	30	40	10	30	40
	⑤税額控除	1	3	4	1	3	4	1	3	4
	⑥純法人税額 (④-⑤)	9	27	36	9	27	36	9	27	36
	⑦課税後所得 (①-⑥)	16	48	64	16	48	64	16	48	64
個人レベル	⑧グロス・アップ	9	12	21	9	12	21	9	12	21
	⑨グロス・アップした法人源泉所得 (⑦+⑧)	25	60	85	25	60	85	25	60	85
	⑩総個人税額 (限界個人税率×⑨)	0	0	0	5	12	17	15	36	51
	⑪個人の税額控除	9	30	39	9	30	39	9	30	39
	⑫純個人税額 (⑩-⑪)	-9	-30	-39	-4	-18	-22	6	6	12
計	⑬総税額 (⑥+⑫)	-0	-3	-3	5	9	14	15	33	48
	⑭租税特別措置の総額 ((限界個人税率×①)-⑬)	0	3	3	0	6	6	0	12	12

出所：Mclure, C. E. Jr. [9] p.104. より作成。

3. 各ケースの検討

前節の六つのケースのポイントを再述し、さらなる検討を加えてみよう。表-1は各ケースにおけるコンディションと租税特別措置の適用関係を簡潔にまとめたものである。

ケース1は、法人部門は考慮せずに個人部門に投資し、個人レベルで課税される個人所得税において租税特別措置として所得控除20, 税額控除4が適用される。各人が負担する税額はそれぞれ-4, 12, 44となり、租税特別措置から受ける恩恵はそれぞれ4, 8, 16であり、これがケース2～6の分析の基礎数字となる。完全統合システムにおいて、この基礎数字が達成されれば、特別措置は完全にパス・スルーしたと言える。一方、個人株主が法人源泉所得に対して各人の法定の限界税率で課税されるなら租税特別措置から受ける恩

表一 1 租税特別措置の適用関係

	法人レベル	個人レベル	摘要
ケース 1	—	適用	個人レベルのみに適用
ケース 2	適用	△	法定の法人税率50%をグロス・アップ及び個人の税額控除に適用
ケース 3	適用	○	純法人税額から所得控除を減算してグロス・アップし、個人の税額控除は純法人税額に税額控除を加算して適用
ケース 4	適用	×	純法人税額をグロス・アップ及び個人の税額控除に適用
ケース 5	適用	× △ ○	パス・スルーの程度を 0%, 50%, 100%で検証
ケース 6	配当 適用	×	法人源泉所得を配当と留保に分離して検証
	留保 適用	○	

- (注) ○ 完全にパス・スルー
 △ 部分的にパス・スルー
 × 完全にウォッシュ・アウト

恵はゼロとなり、ウォッシュ・アウトしたと言える。

ケース 2 は、法人部門には法人所得税が、個人部門には個人所得税が課税される一般的なケースである。法人部門に投資した個人株主は法人源泉所得を配当として受け取る。まず、法人レベルにおいて租税特別措置として所得控除20、税額控除4が適用されるから、法人税額は36となり課税後所得は64となる。この64をベースに完全統合システムにおいては法定の法人税率50%でグロス・アップされ128となる。個人レベルと法人レベルを加えた総税額は、それぞれ-28、-2.4、48.8となり、租税特別措置から受ける恩恵はそれぞれ28、22.4、11.2であり、ケース 1 と比較すると、限界税率0%及び限界税率20%の低所得者層での減税規模は増加し、限界税率60%の高所得者層での減税規模は減少することが分かる。つまり、優遇措置は低所得者層で厚く高所得者層で薄くなっている⁽¹⁵⁾。一般論として、租税特別措置は完全統合システムにおいて単に法定の法人税率でグロス・アップし個人の税額控除を用いればパス・スルーがうまく達成され则认为してしまう傾向があるように思うが、ケース 2 の例が示すようにこれは正しくない⁽¹⁶⁾。

ケース 3 は、本来のグロス・アップ方式の考え方としては、租税特別措置を考慮せずに実際に支払われた法人税を算入すべきであるが、個人レベルへの100%正確なパス・スルーを目指す目的で、グロス・アップする時に租税特別措置の所得控除適用分を法人税額から減算する工夫をしたところがポイントである。つまり、グロス・アップする時に法定税率を用いずに、租税特別措置の所得控除20及び税額控除4を考慮した実効税率を用いるのが課税テクニックである。課税後所得が64となる場所まではケース 2 と同じである。グ

(15) この点に関して、マクルーアは、「法定税率を用いることでむしろ良い結果が得られる」(McClure, C. E. Jr. [9] p.95.) と述べている。理由は述べていないが、垂直的公平の観点から望ましいのは言うまでもない。

(16) この点に関する参考意見として、ブレイクとバックマンは、「インピュテーション方式において、もしインセンティブ効果を反映して企業利益を軽課するなら、租税特別措置を個人株主にパス・スルーする時に、名目の法人税率を用いて個人の税額控除を適用することが適切な解決策である」と述べている。(Break, G. F. and J. A. Pechman, [3] p.99.)

ロス・アップする時に純法人税額36をそのまま用いないで租税特別措置の所得控除20を減算して16とし、80となる。この80に各人の限界税率で課税されるから、この時点で租税特別措置の所得控除20は個人レベルに正確にパス・スルーし、個人の税額控除は純法人税額36に租税特別措置の税額控除4を加えた40が適用されるから、この時点で租税特別措置の税額控除4は個人レベルに正確にパス・スルーする。個人レベルと法人レベルを加えた総税額は、それぞれ-4, 12, 44となり、租税特別措置から受ける恩恵はそれぞれ4, 8, 16であり、結果として、ケース1の基礎数字が達成され、特別措置は完全にパス・スルーしたと言える。

ケース3において、租税特別措置をパス・スルーさせるのであれば、⑦課税後所得を一律の税率でグロス・アップできないことは明白である。なぜなら、法人レベルの実効税率は租税特別措置の所得控除と税額控除に対して別々に依存するし、またグロス・アップした所得と個人株主の税額控除の金額が一致しないからである。たとえば、課税テクニック上、⑥純法人税額36は、租税特別措置の所得控除28のみ又は税額控除14のみから得られるが、パス・スルーのインプリケーションはまったく異なっている。なぜならば、⑧グロス・アップは⑥純法人税額から②所得控除を控除したものであるし、⑩個人の税額控除は⑥純法人税額に⑤税額控除を加えたものだからである。代替案として、⑩個人の税額控除を⑥純法人税額36と一致させるためにはグロス・アップを8とすればよい。また、⑩個人の税額控除を①法人源泉所得100に法定の法人税率50%を乗じた50と一致させるためにはグロス・アップを36とすればよい。

ケース3の分析から得られるインプリケーションとして、古典システム⁽¹⁷⁾に比べて完全統合システムの方が、租税特別措置の取扱いに関してより多くの注意を払う必要があることが要請される。たとえば古典システムでは個人所得税と法人所得税が分離され別々に機能するから、法人レベルに対する租税特別措置は個人レベルに影響しない。つまり、租税特別措置の所得控除はすべての法人に対して法定税率分の減税となり、税額控除と同等の効果を有する。これに対して、完全統合システムでは租税特別措置が法人レベルから個人レベルへパス・スルーする時に、税額控除はすべての個人株主に対して等しい価値を有するが、所得控除による減税効果は個人株主の限界税率に依存するのである⁽¹⁸⁾。

ケース4は、ウォッシュ・アウトするケースであるが、完全統合システムにおいて、租税特別措置をウォッシュ・アウトするもっとも簡単な方法は、いうまでもなく、法人レベルにおいて租税特別措置を不適用とすることである。法人レベルにおいて、所得控除が無ければ、法人源泉所得はすべて個人レベルの課税ベースに算入されることになる。さらに、法人レベルにおいて、税額控除が無ければ、個人レベルにおけるいかなる調整も必要としない。しかし、現実の税制では法人レベルにおいて租税特別措置が適用されることが常であるから、なんらかの課税テクニックが必要となる。課税後所得が64となるころまではケース2～3と同じである。グロス・アップする時に純法人税額36をそのまま用いて、

(17) 古典方式では、個人所得税と法人所得税が分離され別々に機能し配当の二重課税の除去は一切行われない。このように、古典方式のもとでの総税額は個人所得税の限界税率及び配当性向に依存することになる。詳しくは、栗林隆 [16] pp.2～5. を参照されたい。

(18) 所得控除は高所得個人株主にとって魅力的であり、税額控除は低所得個人株主及び非課税個人株主にとって魅力的である。この場合、非課税個人株主に対しては税額控除が払い戻される必要がある。

100とするのがポイントである。この100に対して各人の限界税率で課税されるから、この時点で租税特別措置の所得控除20は個人レベルにおいてウォッシュアウトし、個人の税額控除はグロス・アップした純法人税額36しか適用されないから、この時点で租税特別措置の税額控除4は個人レベルにおいてウォッシュアウトする。個人レベルと法人レベルを加えた総税額は、それぞれ0、20、60となり、租税特別措置から受ける恩恵はそれぞれゼロであり、法人レベルにおいて租税特別措置が適用されているにもかかわらず、個人レベルにおいて租税特別措置は完全にウォッシュアウトしたと言える。

ケース5は、部分的なパス・スルーを検証している。税収問題などの多くの理由でパス・スルーは許容されるべきであるかもしれないが、その場合必ずしも完全であるべき必要はないかも知れない。ケース5において、課税テクニックとして租税特別措置が部分的にパス・スルーする概念を理解するのは容易である。しかし、同概念を完全統合問題の根幹をなす法人擬制説とどのように有機的に結合させるかは難問である。部分的なパス・スルーは完全統合ではほとんど意味がないように思われる。配当救済のみのケースでは、多少は有用かもしれない。完全統合において、留保のみに租税特別措置がパス・スルーするのが望ましいとしても、課税テクニックのうえでかなりの複雑さを伴うだろう。課税後所得が64となる場所まではケース2～4と同じである。グロス・アップする時にパス・スルーの程度に応じて36、26、16とし、100、90、80とするのがポイントである。個人の税額控除もパス・スルーの程度に応じて36、38、40が適用される。個人レベルと法人レベルを加えた総税額は、パス・スルーの程度に応じて、それぞれ60、52、44となり、租税特別措置から受ける恩恵はそれぞれ0、8、16、となり部分的なパス・スルーを検証している。

ケース6は、課税後所得の合計が64となる場所まではケース2～5と同じであるが、配当を16、留保を48と明確に分け、配当はウォッシュ・アウトし留保のみがパス・スルーする例である。配当はケース4の方式にならって9がグロス・アップされ、この時点で配当分の所得控除はウォッシュ・アウトする。さらに個人の税額控除は純法人税額の9しか認めないから、この時点で税額控除もウォッシュ・アウトする。留保はケース3の方式にならって12がグロス・アップされ、この時点で留保分の所得控除はパス・スルーする。さらに個人の税額控除は純法人税額の27に税額控除の3を加えた30が認められるから、この時点で税額控除もパス・スルーする。配当と留保を合計したところで、個人レベルと法人レベルを加えた総税額は、それぞれ-3、14、48となり、租税特別措置から受ける恩恵はそれぞれ3、6、12であり、結果として、ケース1の基礎数字の4分の3に一致する。

ケース6を実行するためには課税テクニックに工夫が必要となる。まず、法定税率でグロス・アップする方法を考えよう。配当に対する租税特別措置をウォッシュ・アウトするために、事前に控除して法定税率でグロス・アップする方法は、留保に対する租税特別措置がパス・スルーかぎり、ほとんど意味がない。たとえば、配当の⑦課税後所得16に対して3.5を控除した後、法定税率50%でグロス・アップすれば⑨グロス・アップした法人源泉所得25が簡単に得られウォッシュ・アウトできる。しかし、この方法を租税特別措置がパス・スルーする留保に対して用いると、グロス・アップと税額控除がリンクせずうまく計算できない。したがって、同方法は完全統合システムにおいて使用できないのである。したがって、ケース6を実行するためには、法定税率ではなく可変的な実効税率でグロス・アップすることが必要となる。具体的には、租税特別措置は、配当と留保に対して比例配

分されるから、株主は受取配当及び留保の割当の合計に対して85/64の率をもってグロス・アップし、39/64の率をもって個人の税額控除を計算すればよい。これらの計算は、留保の配分とともに法人が計算して株主に報告すればはるかに簡単であろう⁽¹⁹⁾。他の代替手段として、次のような考え方もある。配当は租税特別措置の適用されない課税所得から最初に支払われ、当該所得がなくなった後に租税特別措置が適用される課税所得から支払われると考える。この方法は、配当に対する租税特別措置のみウォッシュ・アウトするシステムにおいて、もっとも有用な方法かもしれない。租税特別措置不適用所得から配当が支払われれば、個人株主に対しても租税特別措置は不適用となるから、なんの調整も必要なくウォッシュ・アウトすることになる。

また、ケース6の大きな問題点として、パス・スルーを配当に適用しないで、留保のみに適用すると配当性向に恣意的な影響を与えることが予想され、課税の非効率を招くかも知れない。

4. 政策問題及び課税テクニック⁽²⁰⁾

完全統合の主たる目的は法人源泉所得を個人レベルで課税することにあるから、租税特別措置が個人株主にパス・スルーすべきであるかどうかに関する首尾一貫した議論はこれまであまり存在しないが、パス・スルーの取扱いに関する問題は、完全統合のもとではかなり整理がしやすいように思われる。

ひとつの考え方として、法人部門と個人部門に対する投資をする時に、両部門とも租税特別措置がなければ投資は同等となり市場は効率的である。次に、両部門とも租税特別措置があるとして、法人部門に対する租税特別措置が統合システムを通じて個人株主からウォッシュ・アウトしてしまうと、個人部門に対する投資には租税特別措置が適用されるのに、法人部門には適用されないことになり、法人源泉所得への課税が過大になってしまう。つまり、両部門への投資は同等でなくなり市場に非効率が生じてしまう。したがって、両部門への投資効率の観点から、租税特別措置はパス・スルーすべきであるという議論は一応の説得力があるだろう。

次の問題は、完全統合において配当に対する租税特別措置と留保に対する租税特別措置をどのように取り扱うかである。完全統合及び配当救済に反対するグループは、課税の公平を根拠として法人源泉所得から租税特別措置はウォッシュ・アウトすべきであると主張するかもしれない⁽²¹⁾。彼らは租税特別措置にも反対であり、法人部門と個人部門で租税特別措置が同等の取扱いになるような完全統合又は配当救済システムを提案しても、ほとんどアドバンテージを認めないだろう。この問題は、租税特別措置の廃止がセカンド・ベストにおける望ましい税制の要件としてどの程度のウェイトを置くかという問題でもある。

(19) 個人株主には、税務行政上の問題はあまり生じないだろう。反面、法人の会計帳簿は配当と留保に対する租税特別措置の割当等のために著しく複雑になるだろう。とりわけ、法人間の配当があればなおさらである。さらに、さまざまな税法の条文の相互作用によって予見できない複雑さが派生するかもしれない。

(20) 本節に関する記述は主として、Mclure, C. E. Jr. [9] 第4章を参考にして書いた。

(21) 賛成論者と反対論者の対立は、法人擬制説と法人実在説の対立であり、究極的には最終的租税負担者を自然人とするかどうかの対立でもある。反対論者の代表意見のひとつとして、サリーは、「法人擬制説による統合は租税神学 (tax theology) にすぎないので、同意が期待できない問題である」と述べている。(Surrey, S.S. [14] p.335.) 詳しくは、栗林隆 [16] pp.10~17. を参照されたい。

通常、租税特別措置は多くの種類が存在するが、典型的な例として投資税額控除⁽²²⁾を考
えてみよう。投資税額控除の政策目的は投資を奨励することにほかならない。したがって、
投資税額控除が法人源泉所得のうち、留保分のみに適用すべきであるとの意見があるかも
しれない。つまり、投資税額控除は、法人の投資活動を奨励するために留保によるキャッ
シュ・フローを手厚くし企業経営において投資の節約をするためのものであり、配当とし
て社外流出する部分に適用するのは本来の趣旨に合わないとの考え方である。しかし、こ
の考え方は必ず正しいというわけではない。なぜならば、投資税額控除が投資の代わりに
節約することを奨励すると考えるのも不合理ではないからである。したがって、投資税額
控除は配当及び留保に対して同等に適用すべきであろう⁽²³⁾。同様に、投資税額控除以外の
多くの租税特別措置も、法人源泉所得が配当されるか留保されるかに依存して適用を決め
る理由はほとんど見出せない。たとえば租税政策上、配当に対する租税特別措置を個人部
門でウォッシュ・アウトし、留保に対する租税特別措置を法人部門で利用可能とするとし
ても、容易に整合性が得られそうにない。このように、租税特別措置の適用において、法
人源泉所得が配当されるか留保されるかによって差別的に取扱う理由はあまり見出せない
のである。したがって、個人部門において適用可能な租税特別措置に対して、法人部門に
おいても同等に利用可能とすることは、課税の効率の観点からは妥当であるように思われ
る。

配当救済のもとでは完全統合と違って、租税特別措置の取扱いはかなり複雑になり不明
瞭である。もっとも合理的に考えれば、租税特別措置は原則として配当と留保の間で比例
配分すべきである。そして、配当に割り当てられた租税特別措置が個人株主に対してパス・
スルーすべきかウォッシュ・アウトすべきかの問題⁽²⁴⁾は、完全統合において配当と留保を
差別的に取扱うべきかどうかという問題と同義なのである。配当救済もインピュテーショ
ン方式のように、配当のみを100%統合するのであれば、まだ租税特別措置の問題も多少
は整理しやすいが、配当のみを部分的に統合するとなると、問題はより複雑になり、より
多くの政策決定が必要となる。たとえば、配当のみを100%統合するスキームとして支払
配当控除方式⁽²⁵⁾において、租税特別措置不適用の法人源泉所得から配当が支払われる時の
み法人レベルで損金算入できるとすれば、個人レベルで租税特別措置はウォッシュ・アウ
トする。この例で、配当のみを部分的に統合するスキームを考えると、配当が租税特別措
置不適用の法人源泉所得を超えない限り、法人レベルで損金算入できるようにすべきであ
ろう。もし、配当の半分だけが法人レベルで損金算入できるのであれば、租税特別措置不
適用の法人源泉所得の半分だけが使用され、残りの租税特別措置不適用の法人源泉所得は、
租税特別措置が適用される法人源泉所得から支払われた配当に基づく法人レベルの損金算
入に利用されるだろう。

また、租税特別措置適用の法人源泉所得が分配される時の源泉徴収税率に課税テクニッ

(22) 短期的な投資税額控除は総需要をコントロールし、経済の周期的な不安定性を相殺する傾向がある。

(23) この点に関して、マクルーアは、「株主にパス・スルーした場合、留保にのみ利用可能である場合と同じくら
い効果的であるかもしれない」(McClure, C. E. Jr. [9] pp.133~134.)と述べている。なぜならば、どちらのケー
スも法人源泉所得の収益率を引き上げるからである。

(24) 配当救済が、単に配当の二重課税の除去のみを意図していると考えられるなら、租税特別措置は配当に対して明
確にウォッシュ・アウトすべきとの考え方も有力であろう。

(25) 支払配当控除方式に関しては、栗林隆 [16] p.8. を参照されたい。

ク上の工夫が必要である。法人税率が50%で個人株主は配当の50%しか控除できないとした場合、源泉徴収税率は50%とすべきかそれとも25%とすべきかという問題である。この場合、25%としたほうが源泉徴収が正確に個人株主の税額控除と等しくなるのでアドバンテージがあり、分配された租税特別措置適用の法人源泉所得が、個人株主の限界税率で課税されることになる。

以上、統合問題における租税特別措置の取扱いを検討してきたが、現実の税制では多くの種類の租税特別措置が存在する。もし、そのひとつひとつに異なった取扱いをすれば、税制は著しく複雑になり不公平及び非効率を招くだろう。そこで実行可能性を考慮すれば、租税特別措置の取扱いに関する多くの選択可能な手法の中から、簡素化のためにたったひとつの方法を採用すべきである。もしくは、まったく採用しないのも一考であろう。

5. 結語

伝統的租税論において、これまで議論されてきた完全統合と配当救済の問題は、租税特別措置の存在をまったく考えないのが常であった。租税特別措置がいったん認められると、完全統合と配当救済の税務行政は著しく複雑になる。

税制改革を考えるに当たって、租税配分原則を能力説に依拠すれば、望ましい課税の要件は公平、効率（中立）、簡素である。統合問題における公平とは、個人所得税と法人所得税を完全統合することにより、租税の最終負担者を自然人とし、すべての法人源泉所得を個人レベルで累進課税することにほかならない。また、完全統合における租税特別措置の取扱いにおいては、法人部門と個人部門の投資効率を税制が歪めないことが重要である。したがって、法人部門に対する租税特別措置は配当か留保かを問わず、すべて個人部門へパス・スルーすることが課税の効率の観点から要請されよう。これらが実現すれば望ましいが、税制は著しく複雑になるだろうし、実行可能性は乏しいと言わざるをえず、あくまでもセカンド・ベストとしての純粋な理論である。

理論と現実の乖離において、現実の税制では部分的な配当救済が導入されているのが一般的である⁽²⁶⁾。配当の二重課税の除去が不完全とはいえ、簡素な税務行政で一定の効果をあげている点は評価せざるをえない。この場合の租税特別措置の取扱いであるが、厳密な方法によらず簡素な手法を導入することが強く求められるだろう。つまり、部分的にパス・スルーするケースである。具体的には、配当に対する租税特別措置は、一定の税率でグロス・アップし、グロス・アップと同額の個人の税額控除を認めるのである。この方法によれば、グロス・アップ率を調整することによって、パス・スルーの程度を簡便に調整することができる。

本稿において各ケースに関して検討を加えてきたが、税務行政上もっとも実行しやすいと思われる上記の方法は、公共政策の見地から望ましくないかもしれないし、法人の配当政策に恣意的な悪影響を及ぼすかもしれない。最終的にどの方法が望ましいかの結論は容易に出ず、その時々時代の背景における租税政策の目的に依存すべきであろう。

(26) 完全統合システムの結果へ近似することは、公平及び効率の観点から有用である。もし、配当救済を用いて完全統合に近似できるのであれば、多くの経済の歪みを排除できるだろう。厚生コストが税率の二乗に比例することからも、その効果は大きいだろう。

参考文献

- [1] Break, G. F., "Integration of Corporate and Personal Taxes on Income", in *National Tax Journal*, vol.22, 1969.
- [2] Break, G. F. and J. A. Pechman, "Relationship Between the Corporation and Individual Income Taxes", in *National Tax Journal*, vol.28, 1975.
- [3] Break, G. F. and J. A. Pechman, *Federal Tax Reform: The Impossible Dream?*, Brookings Institution, 1975.
- [4] Goode, R., "The Economic Definition of Income", in *Comprehensive Income Taxation*, J. A. Pechman, ed., Brookings Institution, 1977.
- [5] Holland, D. M., "Some Observation on Full Integration", *National Tax Journal*, vol.28, 1975.
- [6] Kay, J. A. and King, M. A., *The British Tax System*, Oxford University Press, 1978. (田近栄治訳『現代税制の経済学』東洋経済新報社, 1989.)
- [7] Mclure, C. E. Jr., "Integration of the Personal and Corporate Income Taxes: The Missing Element in Recent Tax Proposals", *Harvard Law Review*, Vol.88, 1975.
- [8] Mclure, C. E. Jr., "Integration of the Income Taxes: Why and How", *Journal of Corporate Taxation*, vol.2, 1976.
- [9] Mclure, C. E. Jr., *Must Corporate Income Be Taxed Twice?*, The Brookings Institution, 1979.
- [10] Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, fourth, ed., New York, 1984. (木下和夫, 監修, 大阪大学財政研究会, 訳, 『財政理論』 I, II, III 有斐閣, 1961.)
- [11] Musgrave, R. A., The Carter Commission Report, in *Canadian Journal of Economics*, supplement 1, 1968.
- [12] *Report of the Royal Commission on Taxation*, Vol.1~6, Queen's Printer, 1966. (Carter Report)
- [13] Surrey, S. S., *Pathways to Tax Reform*, Cambridge, Harvard University Press, 1973.
- [14] Surrey, S. S., "Reflections on Integration of Corporation and Individual Income Taxes", *National Tax Journal*, vol.28, 1975.
- [15] 栗林隆『カーター報告の研究 —包括的所得税の原理と現実—』五絃舎, 2005.
- [16] 栗林隆「個人所得税と法人所得税の統合 —伝統的租税論の再考—」『租税論研究 —課税の公平と税制改革—』栗林隆・半谷俊彦, 編著, 五絃舎, 2006.

[抄 録]

伝統的租税論において、法人擬制説の立場から所得課税を考えれば法人源泉所得はすべて個人の所得に帰属する。法人所得税と個人所得税の両税を維持したまま法人所得税を廃止したのと同等の効果を得る課税テクニックが完全統合である。これまでの議論では租税特別措置の存在をまったく考えないのが常であった

現実の税制においては、多くの租税特別措置が存在し巨額の税収を失い、税制を複雑にし不公平かつ非効率が生じている。とりわけ統合問題に与える影響は大きく、法人レベルに適用される租税特別措置が完全統合システムをパス・スルー (pass through) して個人レベルに適用されるか、それともウォッシュ・アウト (wash out) して適用されないのかといった問題が生じ、問題をより複雑にしてしまうのである。

本稿は、マクルーア (McLure, C. E. Jr.) の議論を各ケース別に整理分析することをベースとして、租税特別措置を統合論議の中でどのように取扱うべきかに焦点を当て、個人所得税と法人所得税の統合を検討しようとのささやかな試みである。